

告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）島忠ホームズ草加西店

埼玉県草加市遊馬町字中沼四十一 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐輪場の配置について

駐車場の車路と接する部分の駐輪場についてはみ出し等による接触事故を避けるための対策について検討してください。また、各駐輪場までの自転車の動線を確保し、歩行者や自動車との交錯を必要最小限にするよう十分に検討してください。

バイク置場について

入口 付近に配置されているバイク置場への利用が集中し、南西部側のバイク置場の存在が周知されず、区画外の車路等へバイクが置かれる可能性もありますので、当該場所のほか、南西部側にもバイク置場があることを誘導・周知する標識等の設置を検討してください。

駐輪場の管理について

見沼代親水公園駅に近接する位置に立地するため、同駅利用者を中心に不正駐輪が横行するおそれがあります。私有地に駐輪された自転車については、本市では対応できません。当該土地管理者がすべて対応することになりますので、時間貸しによる機械式ラック整備の検討や長期間駐輪された際の対応など、事前に対応策を検討してください。

駐車場案内板の設置について

立地場所東側へ伸びる県道川口草加線（遊馬通り）は、遊馬町の主要な生活道路となつていますが、幅員が狭い上歩道のない通りとなっています。この遊馬通りへの通行車両の大幅な増大を招くことのないよう、吉場安行東京線からの進入案内については、柳島交差点のほか、川口市や足立区内へ設置するよう検討してください。

路線バスの運行を優先した駐車場出入口付近の警備・誘導について

東側バス停へアクセスする路線バス（草加駅西口～見沼代親水公園駅）は、市東南部の住民の皆様の生活の足として重要な役割を担っています。当該バスの定時性を確保する観点からも、自動車等の駐車場への誘導に際しては、路線バスの円滑な運行を優先して行うようお願いいたします。

二 縦覧期間

平成二十五年七月十九日から平成二十五年八月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター